

## 協定(協定先自治体)について

**協定先自治体**に限り、「指定同意の手続き」が**簡略化**されます。

必要となる手続きは下記のとおりです。

(調布市の協定先自治体(予定):府中市, 三鷹市, 狛江市, 小金井市, 稲城市, 世田谷区)

### 平成28年4月以降の最初(一人目)の新規契約者(保険者毎)

例)調布市内事業所が,平成28年4月以降の新規契約者で,最初(一人目)の狛江市民にサービスを提供する場合

【指定同意の手続き(①～⑦)】

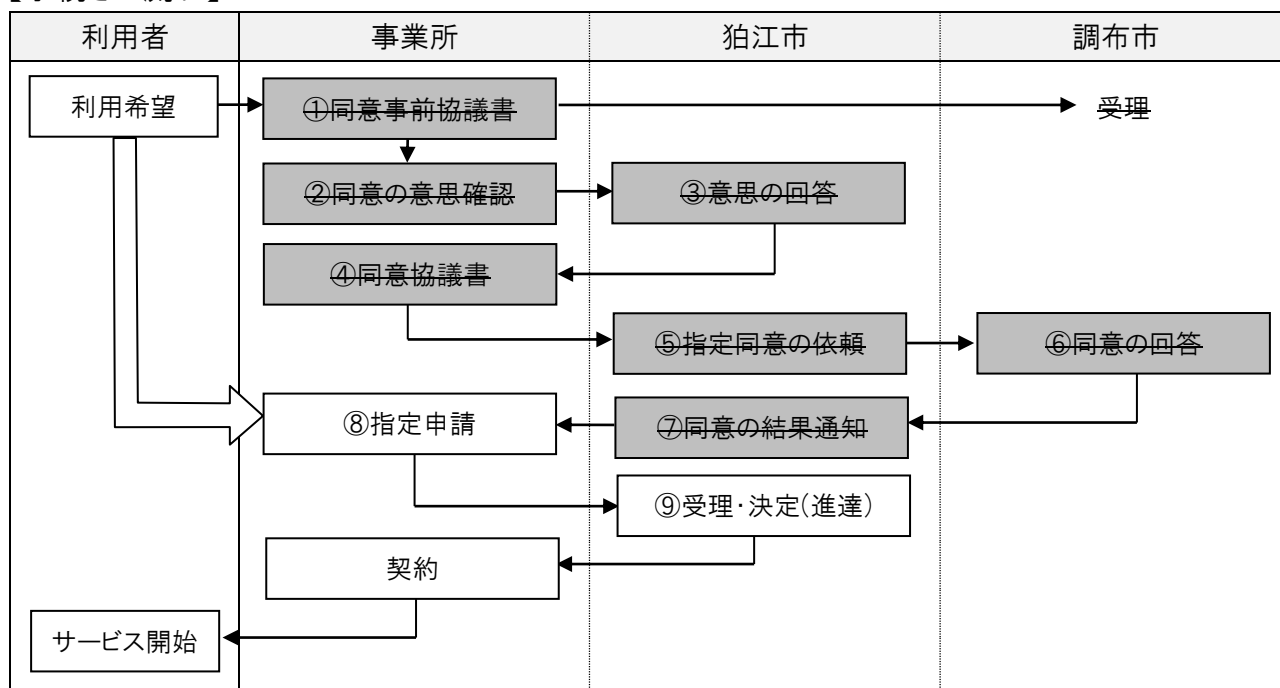
①～⑦ 省略

【指定申請(⑧～⑨)】

⑧事業所が狛江市に指定申請する。

⑨狛江市が指定申請を受理・審査し,指定を決定する。

【手続きの流れ】



### 平成28年4月以降の2人目以降の新規契約者(保険者毎)

例)調布市内事業所が,平成28年4月以降の新規契約者で,二人目以降の狛江市民にサービスを提供する場合

【指定同意の手続き(①～⑦)】

①～⑦ 省略

【指定申請(⑧～⑨)】

⑧, ⑨ 省略

※市への手続きはありません。  
即,利用者と契約を締結することが可能です。